

# やまなし県民活動推進指針

～明るく元気に安心して暮らせる社会づくりのために～



平成30年3月  
山 梨 県



---

---

# 目 次

## 第1章 策定にあたって ..... 1

- 1. 策定の趣旨 ..... 1

## 第2章 県民活動を取り巻く情勢と課題 ..... 3

- 1. 社会背景 ..... 3
  - (1) 少子高齢化の進行 ..... 3
  - (2) 健康長寿社会への期待 ..... 4
  - (3) 共助社会づくりの推進 ..... 7
  - (4) ワーク・ライフ・バランスの推進 ..... 8
  - (5) 企業における社会貢献活動の推進 ..... 8
  - (6) 災害への対応 ..... 9
  - (7) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催 ..... 9
- 2. 県民活動を取り巻く現状 ..... 10
  - (1) ボランティア・NPO活動に関する県民意識 ..... 10
  - (2) 本県のNPO法人の活動状況 ..... 17
- 3. 取り組むべき課題 ..... 22

## 第3章 基本的考え方 ..... 26

- 基本目標 ..... 26
- 
-

---

---

## 第4章 推進のための取組 ..... 27

基本方針1 県民活動への理解と自発的な参画促進..... 27

(1) 県民活動を身近なものとする意識づくり ..... 27

(2) 様々な世代が参画できる仕組みづくり ..... 29

基本方針2 県民活動を発展させていくための環境整備..... 31

(1) 県民活動を支える人材づくり ..... 31

(2) 県民活動発展のための環境づくり ..... 32

基本方針3 団体などの多様な主体相互の連携・協働推進 ..... 33

(1) 連携・協働を進めていくための気運づくり ..... 33

(2) 団体間の相互理解のための環境づくり ..... 34

(3) 連携・協働による課題解決に向けたネットワークづくり ..... 34

## 第5章 推進体制と各主体の役割 ..... 37

1. 推進体制..... 37

2. 各主体の役割..... 38

## 資料編 ..... 41

やまなしボランティア・NPO等活動推進指針（仮称）策定検討委員会 ..... 42

1. 設置要綱..... 42

2. 委員名簿..... 44

3. 検討状況..... 45

---

---

## 第1章 策定にあたって

### 1. 策定の趣旨

我が国においては、人口減少・高齢化社会の進行に伴い、労働力人口の減少や消費市場の縮小による経済活動の停滞や医療介護などの社会保障システムの財源不足、日常的な支えあい機能が衰退し地域コミュニティの維持が困難になるなど、様々な問題が生じています。

本県においても、超高齢社会を迎え、ひとり暮らし高齢者も増加している中で、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生最後まで続けることができるよう、日常的な生活支援体制の整備などが急がれています。

さらに、精神的な豊かさや生活の質を重視する成熟社会と呼ばれる時代を迎え、県民の価値観やニーズも多様化、複雑化しています。

このように社会が変化する中、子どもの貧困や高齢者の生活支援、教育を取り巻く環境の多様化などの地域が抱える様々な課題に対し、これまでのような行政中心による取り組みだけでは十分な対応をしていくことが難しくなっており、地域に暮らす県民一人ひとりがこうした課題に主体的に関わっていくことが求められています。

このため、県民が様々な地域の課題を自分のこととして捉え、自発的に活動に取り組むとともに、課題解決に向けて、県民をはじめ、NPOなどの民間団体や企業、行政など多様な主体が連携し、持続可能な取り組みを進めることが重要です。

また、リニア中央新幹線の開通により、国内外の人々の交流や活動が拡大し、新たなライフスタイルの展開や地域資源を生かした多様な観光の進展など、本県全体の新たな発展の契機となることが期待されています。

こうした状況の中において、将来にわたり、明るく元気に安心して暮らせる「活力あるやまなし」を創っていくため、多様な主体が総力を結集し地域課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

この指針は、目指すべき本県の姿の実現に向けて、多様な主体が連携し、県全体で県民活動として取り組むべき方向性を示すものです。

(注1) 多様な主体

県民をはじめ、NPOなどの民間団体、企業、行政など

(注2) 県民活動

地域課題の解決に向け、県民が自発的にボランティアやNPOなどに参画し、地域社会をより豊かにしていこうとする活動

## 第2章 県民活動を取り巻く情勢と課題

### 1. 社会背景

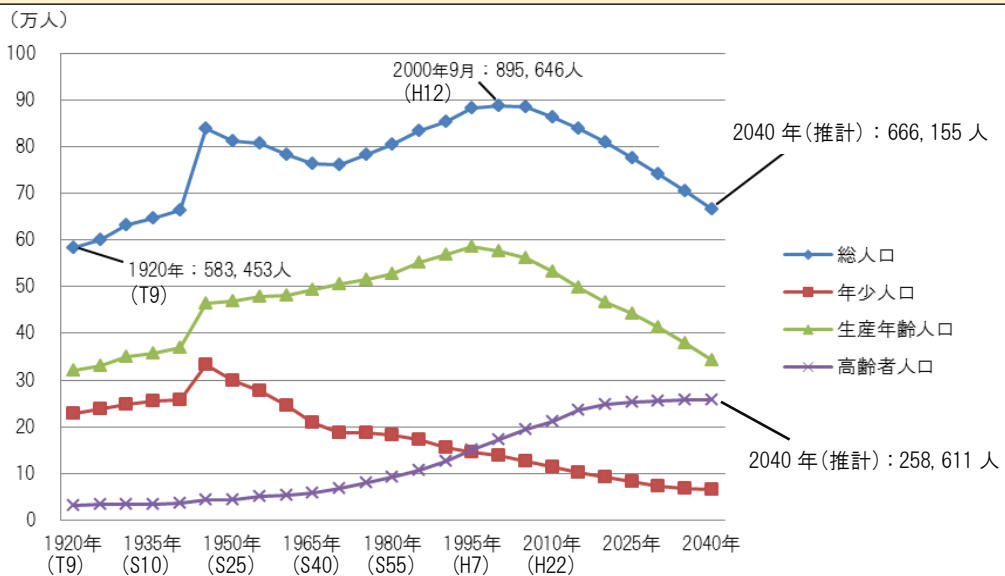
#### (1) 少子高齢化の進行

山梨県常住人口調査によると、本県の人口は、平成12年9月をピークに減少しており、平成29年10月1日の推計人口は、823,580人となっています。現状のまま推移した場合、2040（平成52）年には、本県の人口は666,155人にまで減少すると推計されています。年齢を3区分に分けた場合の人口の推移を見ると、特に年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、高齢者人口の増加が顕著です。

(図1)

また、厚生労働省が発表した人口動態統計によると、本県の出生数は、第二次世界大戦後、1950（昭和25）年の約21,000人をピークに、減少しており、2016（平成28）年には前年の5,987人に比べ約170人少ない5,819人となっており、減少が続いています。

図1 人口の推移【山梨県】

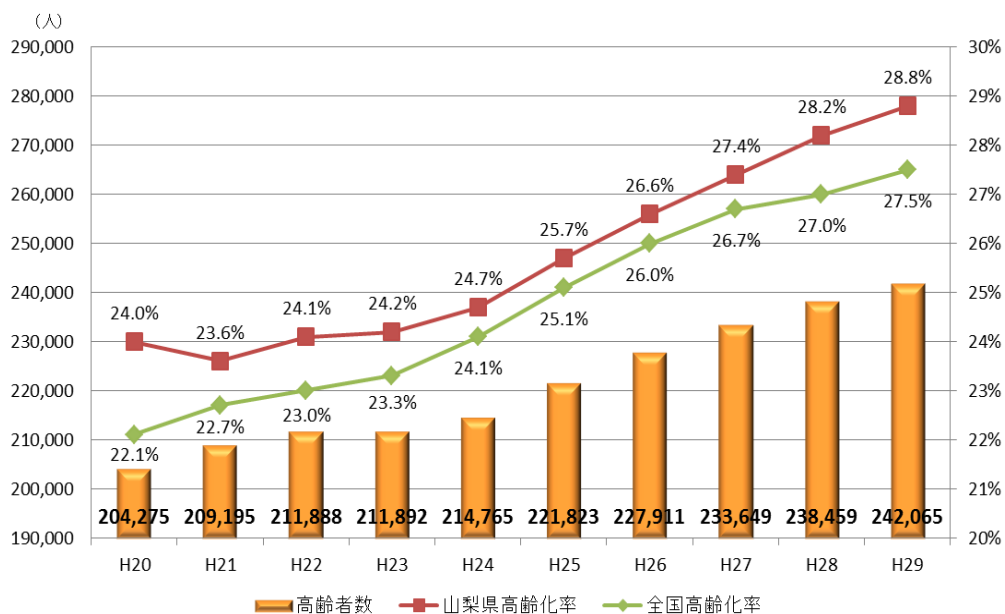


資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H25年3月推計）」

さらに、山梨県高齢者福祉基礎調査によると、本県の平成29年4月1日現在の65歳以上の高齢者は、242,065人となっており、高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は、28.8%と、前年（28.2%）に比べ、0.6ポイント上昇しています。全国の高齢化率（27.5%）と比べても、1.3ポイント高く、本県は全国より3年早く高齢化が進んでいます。（図2）

このように人口減少や高齢化が進み、高齢者の増加に伴う医療介護への需要の高まりが見込まれ、さらに若年層の減少による人手不足から、河川清掃や地域での日常的な行事などの地域活動の担い手不足が懸念されています。

図2 高齢者数【山梨県】及び高齢化率【山梨県・全国】の推移



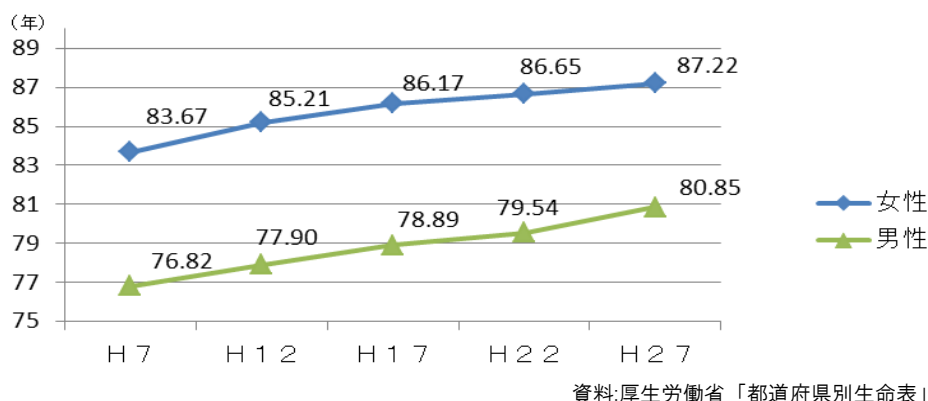
資料：健康長寿推進課「平成29年度高齢者福祉基礎調査」

## （2）健康長寿社会への期待

厚生労働省が発表した都道府県別生命表によると、平成27年の本県の平均寿命は、男性80.85年、女性87.22年であり、平成22年の前回調査の、男性79.54年、女性86.65年と比べ、男性は1.31年、女性は0.57年延伸しています。（図3）

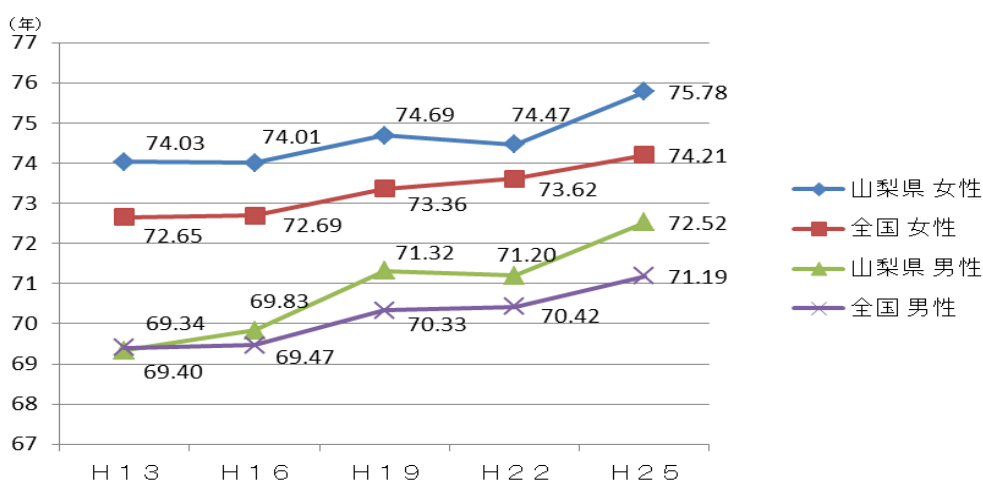


図3 平均寿命の推移【山梨県】



さらに、平成27年の厚生科学審議会健康日本21（第二次）推進専門委員会において、厚生労働省が発表した平成25年の調査結果によると、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間である健康寿命は、本県では、男性72.52年、女性75.78年であり、全国平均の男性71.19年、女性74.21年を上回り、共に全国一位となっています。平成22年の前回調査では、男性が71.20年、女性が74.47年だったため、3年間で、男性は1.32年、女性は1.31年延伸しています。（図4）

図4 健康寿命の推移【山梨県・全国】



資料:厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」

国が開催した「人生100年時代構想会議」の構成員でもある<sup>(注3)</sup>リンダ・グラットン教授によると、日本では2007（平成19）年生まれの半数の人が107歳まで生きると推計されています。こうした人生100年という時代を迎えようとする中であって、より充実した人生を送るためには、年代にとらわれない多様な学びや柔軟な働き方はもちろんのこと、若い時期から将来を見据え、スポーツや文化芸術、地域コミュニティ、社会貢献など様々な活動を通じて、生きがいを創出していくことがより重要となってきました。

このような中で、高齢者がそれまでの人生で培ってきた豊かな知識・経験を生かして、地域社会の担い手として活躍することは、高齢者自身の生きがいとなるだけでなく、地域社会が抱える課題の解決や活力ある社会の形成につながるものと期待されています。

(注3) リンダ・グラットン教授  
超長寿時代の生き方を提唱した「ライフ・シフト」の著者。  
英ロンドン・ビジネススクール教授。

### (3) 共助社会づくりの推進

我が国においては、人口減少や高齢化が進む中、厳しい財政状況や消費市場の規模縮小のみならず、人手不足による経済への弊害や医療介護問題など様々な課題が生じています。

このように社会が変化するなかで、地域が抱える課題に対し、従来のような行政中心の取り組みだけでは、様々な面で対応に限界が見られるようになっていきます。

本県においても、超高齢社会を迎え、ひとり暮らし高齢者も増加している中で、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生最後まで続けることができるよう、日常的な生活支援体制の整備などが急がれています。

同時に、多くの県民が、社会のニーズや課題に対して、地域の一員として自発的に取り組むことが求められており、平成26年2月の大雪の災害時には、実際に、雪かきボランティアなど地域住民自身による助け合いが各地で見られ、生活支援等において大きな役割を果たしました。

都市部を中心に人間関係や地縁的なつながりの希薄化が指摘されている中、本県では無尽の仕組みなどに代表されるように、人々をつなぎ支えるネットワークが維持されています。

このようなネットワークを子どもの貧困や高齢者の生活支援、教育を取り巻く環境の多様化などの地域課題の解決につなげていくためには、自分のことは自分で行うという「自助」の精神に立ちながらも、身近な分野で、多様な主体が、共に助け合い、支え合うという「共助」の精神で活動することが重要となっています。

#### (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスとは、働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、教養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

しかし、現実の社会では、多くの人々がワーク・ライフ・バランスを実現できていないことから、国や県、企業などが一体となって、様々な取り組みを行っています。

ワーク・ライフ・バランスが実現した社会では、様々なライフスタイルや、子育て期、親の介護などを行う中高年期などといった人生の各段階におけるニーズに合わせた多様な生き方が選択でき、健康で豊かな生活のための時間が生まれ、地域活動へ参画するなど、誰もが生きがいを持ち、充実した生活を送ることができます。

このため、自らの経験や知識を生かすことができる県民活動への関心が高まることが期待されます。

#### (5) 企業における社会貢献活動の推進

企業は利益を得て配当することを目的とする営利組織です。しかし、企業がその企業価値を創造するには、地域社会にその存在を受け入れてもらうだけでなく、地域社会から積極的な支持を受ける必要があります。

このような中、社会における<sup>(注4)</sup>CSRへの関心が年々高まってきており、CSRの一環として、自然保護活動や環境教育の実践など、社会貢献活動に取り組む企業も増えてきています。さらに自社の強みを生かして社会的課題の解決に貢献することを、新たなビジネス機会として捉えている企業も出てきています。

(注4) CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)

企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、企業を取り巻く様々な顧客、従業員、株主など利害関係者からの信頼を得るための企業のあり方

### (6) 災害への対応

近年、我が国では、東日本大震災、関東・東北豪雨災害、熊本地震など自然災害が多発しています。本県においても平成26年には大雪による被害を受けました。

このような災害時には、被災地の地域住民が助け合っ​​て災害を乗り越えるなど、地域コミュニティの大切さが改めて認識されました。

また、被災者の家屋の片付けや炊き出しなど、行政の手の届かないところへの支援を行うため、全国各地から被災地にボランティアやNPOが集結するとともに、全国的に募金活動も盛んに行われるなど、被災地をみんなで復興しようという気運の高まりをみせました。

今後も、本県では、南海トラフ地震、首都直下地震、富士山火山噴火といった自然災害の発生が懸念されており、地域住民同士がつながり、助け合っ​​て対応することが求められています。

### (7) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでは、国内外から多くの観客が訪れることが見込まれており、本県は、東京都に隣接しているため、誘客の絶好のチャンスとなっています。

また、県内の複数の市町村が事前合宿地に決定しており、合宿を契機に様々な交流事業を計画していることから、幅広い国や地域から多くの人々が訪れることが期待されています。

この大会を契機として、観光ボランティアやスポーツボランティアをはじめ、福祉、文化、教育、国際交流など様々な分野において県民活動の必要性が高まることから、県民活動に関する意識の啓発を図っていくことが必要です。

## 2. 県民活動を取り巻く現状

### (1) ボランティア・NPO活動に関する県民意識

ボランティア・NPO活動に関する県民意識については、県政モニターを対象に「ボランティア・NPO活動に関する意識調査」を実施し、この調査の概要を中心にまとめました。

#### 平成29年度ボランティア・NPO活動に関する意識調査の概要

##### ◆調査目的

県民のボランティアに関する意識を把握し、今後の県の取り組みの参考とするため

##### ◆調査方法

調査対象：県政モニター 398名

調査事項：ボランティア活動及びNPO法人に関する意識調査

調査期間：平成29年10月13日～10月27日

調査方法：郵送及びオンライン調査の併用

##### ◆回収率：80%

発送数：398名

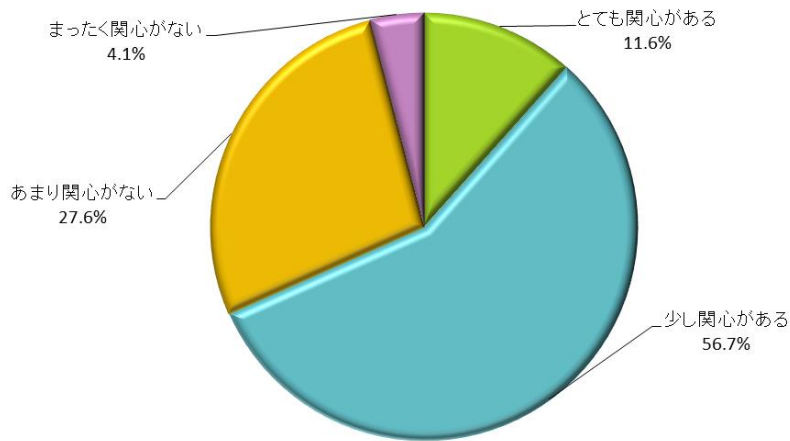
回答数：319名

### 🍷 ボランティア活動に対する県民の関心

ボランティア活動に対する関心は、「とても関心がある」(11.6%)、「少し関心がある」(56.7%)を合わせて68.3%となっています。(図5)

また、年齢別では、20歳代は「とても関心がある」(10.3%)、「少し関心がある」(44.8%)を合わせて55.1%、60歳代は「とても関心がある」(10.0%)「少し関心がある」(68.6%)を合わせて78.6%となっており、年齢が高くなるほど、関心が高い傾向にあります。(図6)

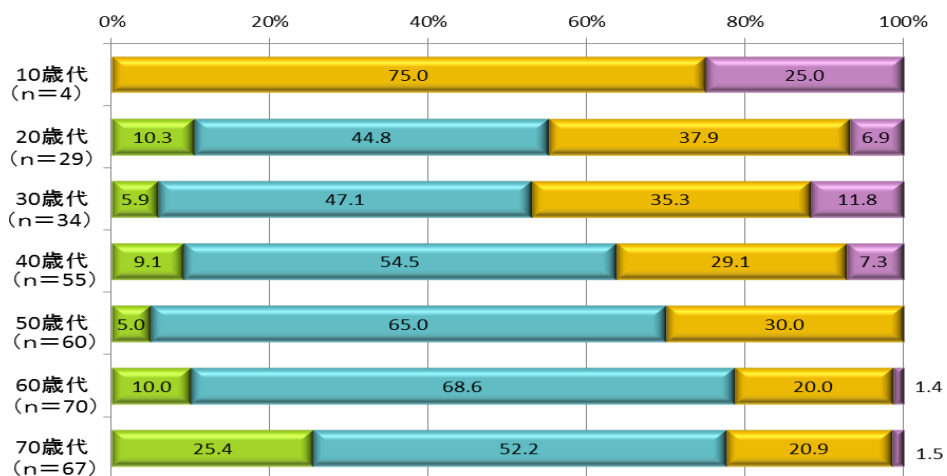
図5 ボランティア活動に対する関心【山梨県】



(n=319)

資料:県民生活・男女参画課「平成29年度ボランティア・NPO活動に関する意識調査」

図6 ボランティア活動に対する関心(年齢別)【山梨県】



■1 とても関心がある ■2 少し関心がある ■3 あまり関心がない ■4 まったく関心がない

(n=319)

資料:県民生活・男女参画課「平成29年度ボランティア・NPO活動に関する意識調査」

## 県民の参加状況

総務省が発表した社会生活基本調査によると、本県のボランティア活動の年間行動者率<sup>(注5)</sup>は、平成3年は41.3%、平成8年は38.9%、平成13年は39.6%ですが、それ以降は減少傾向にあります。(図7)

平成28年の年間行動者率を年齢別に見ると、「25歳～34歳」が17.8%と参加率が最も低くなっていますが、そのほかの年代は、30%前後の参加率となっています。性別では、全国では男性は25.0%、女性は26.9%と女性の参加率が高い傾向にありますが、本県では男性31.8%、女性は27.8%と男性の参加率の方が高くなっています。(図8)

図7 ボランティア活動の年間行動者率【山梨県】

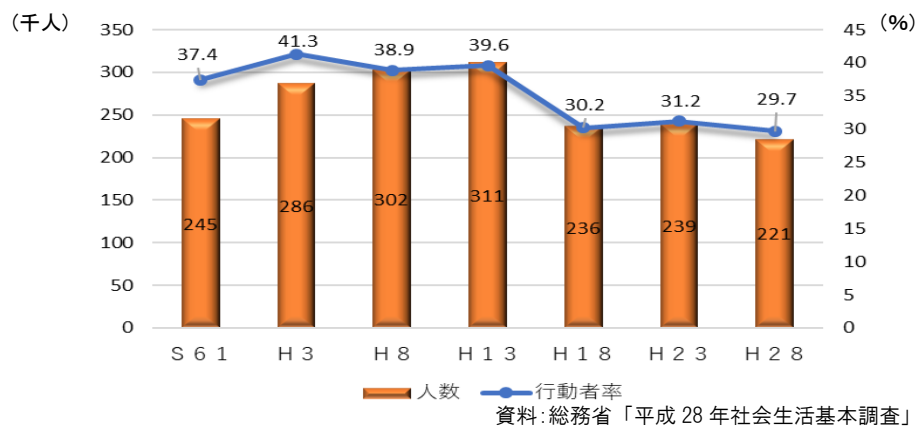
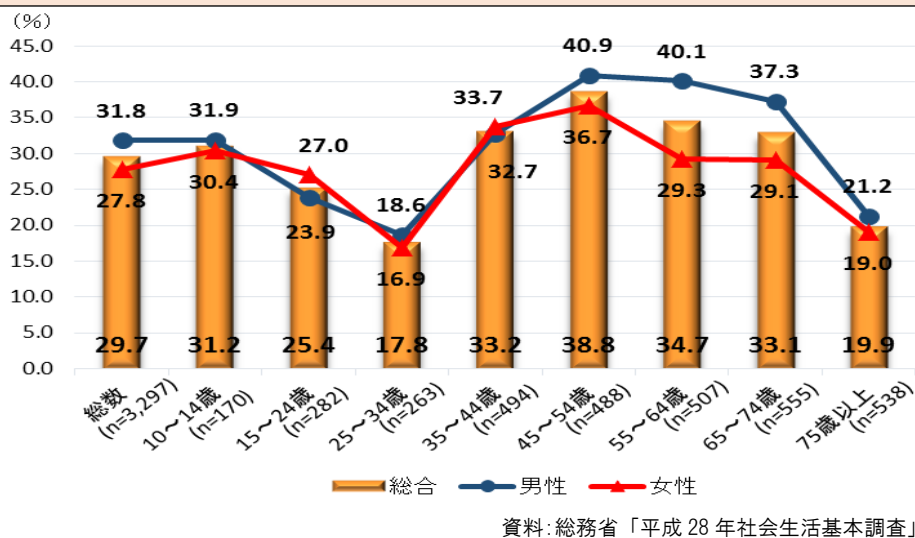


図8 平成28年ボランティア活動の年間行動者率(年齢・男女別)【山梨県】



(注5) 年間行動者率

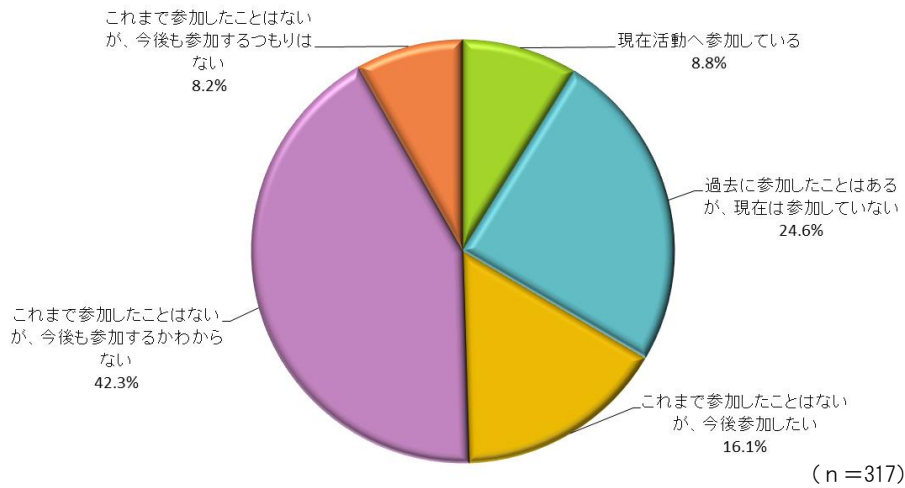
10歳以上人口に占める過去1年間に該当する種類の活動を行った人の割合



### 🍇 ボランティア活動参加に対する意識

ボランティア活動参加に対する意識については、「これまで参加したことはないが、今後も参加するかわからない」が42.3%と最も高く、次いで「過去に参加したことはあるが、現在は参加していない」が24.6%となっており、「現在活動へ参加している」は8.8%にとどまっています。(図9)

図9 ボランティア活動参加に対する意識【山梨県】

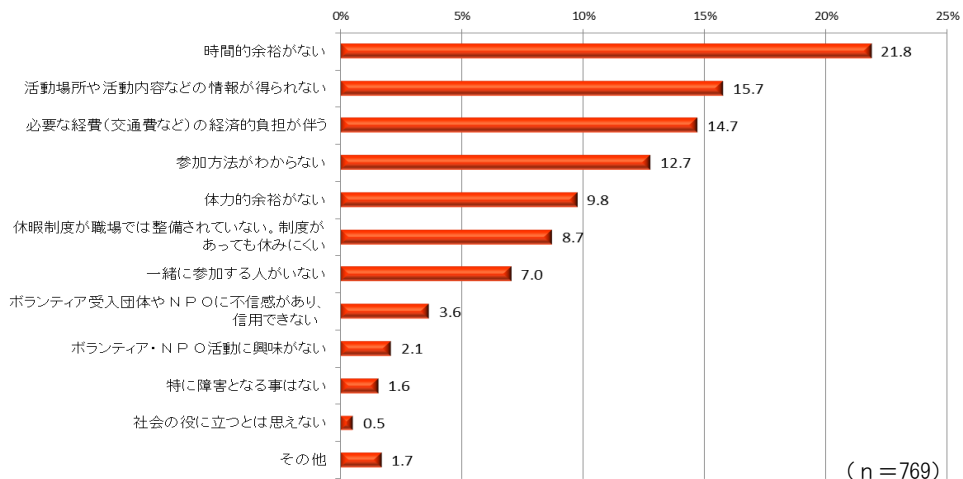


資料: 県民生活・男女参画課「平成29年度ボランティア・NPO活動に関する意識調査」

### 🍇 ボランティア活動に参加できない理由

ボランティア活動に参加できない理由については、「時間的余裕がない」が21.8%と最も高く、次いで「活動場所や活動内容などの情報が得られない」が15.7%、「必要な経費(交通費など)の経済的負担が伴う」が14.7%、「参加方法がわからない」が12.7%となっています。(図10)

図10 ボランティア活動に参加できない理由(複数回答)【山梨県】

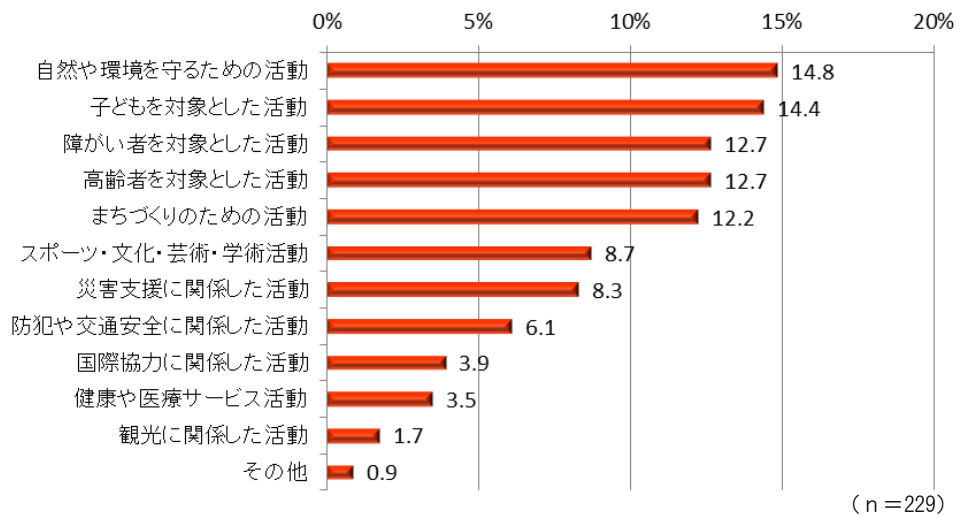


資料: 県民生活・男女参画課「平成29年度ボランティア・NPO活動に関する意識調査」

### これまでに参加した活動分野

これまで参加したことがある活動分野は、「自然や環境を守るための活動」が14.8%と最も高く、次いで「子どもを対象とした活動」が、14.4%、「障がい者、高齢者を対象とした活動」がそれぞれ12.7%、「まちづくりのための活動」が12.2%となっています。(図11)

図11 活動した主な分野（複数回答）【山梨県】

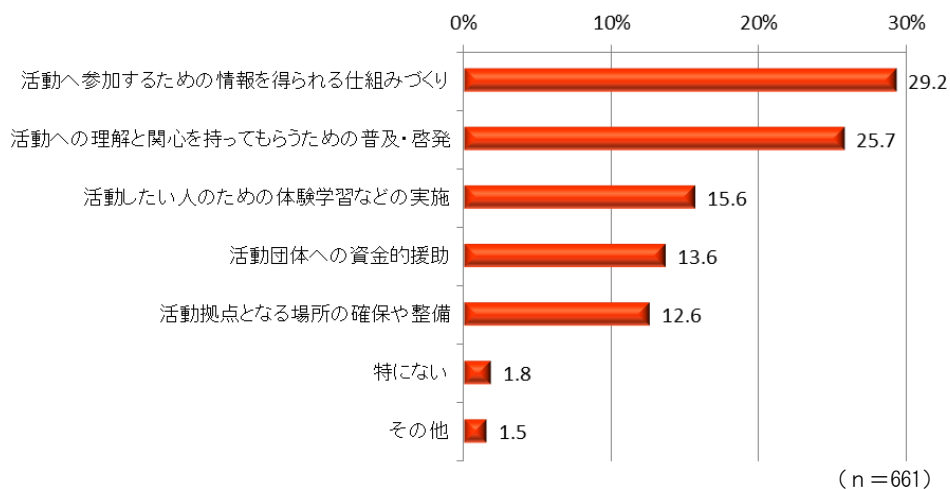


資料:県民生活・男女参画課「平成29年度ボランティア・NPO活動に関する意識調査」

### 本県のボランティア活動を活性化するために必要なこと

活動活性化のために必要なことは、「活動へ参加するための情報を得られる仕組みづくり」が29.2%と最も高く、次いで「活動への理解と関心を持ってもらうための普及・啓発」が25.7%となっています。(図12)

図12 活動活性化に必要なことについて（複数回答）【山梨県】

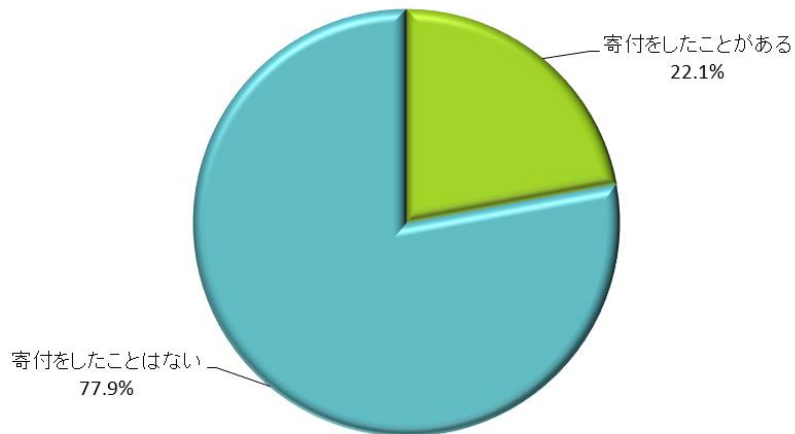


資料:県民生活・男女参画課「平成29年度ボランティア・NPO活動に関する意識調査」

### 活動団体への寄付の経験の有無

NPO法人などへの寄付については、「寄付をしたことはない」が、77.9%となっており、「寄付をしたことがある」は22.1%にとどまっています。(図13)

図13 寄付状況【山梨県】



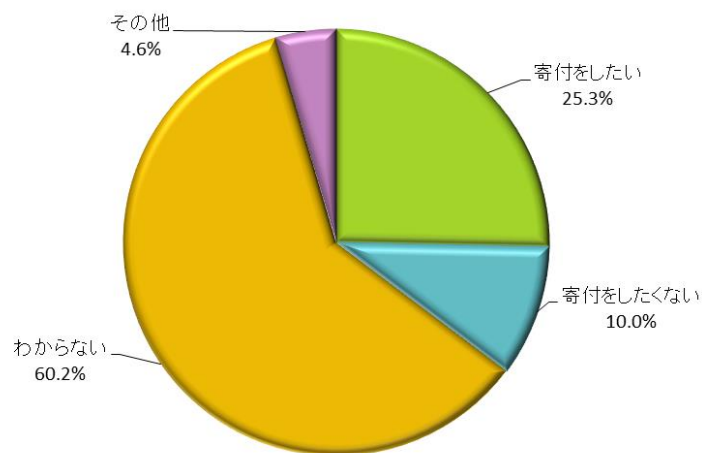
(n=317)

資料:県民生活・男女参画課「平成29年度ボランティア・NPO活動に関する意識調査」

### 今後の寄付に対する考え方

今後の寄付に対する考え方については、「わからない」が60.2%と最も高く、「寄付をしたい」は25.3%にとどまっています。(図14)

図14 寄付に対する考え方【山梨県】



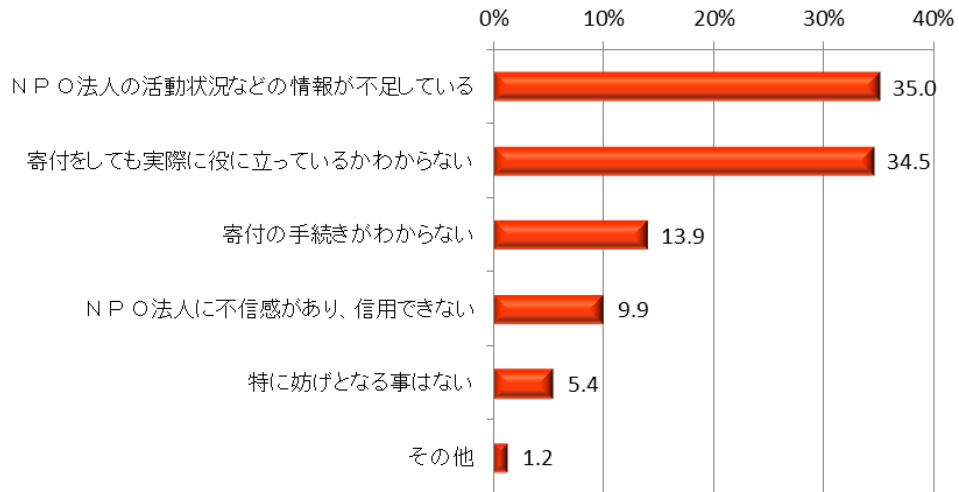
(n=241)

資料:県民生活・男女参画課「平成29年度ボランティア・NPO活動に関する意識調査」

### 🍷 寄付の障害となるもの

NPO法人などに寄付する際に障害となるものは、「NPO法人の活動状況などの情報が不足している」が35.0%と最も高く、次いで「寄付をしても実際に役に立っているかわからない」が34.5%となっています。(図15)

図15 寄付の障害となるもの（複数回答）【山梨県】



(n=574)

資料: 県民生活・男女参画課「平成29年度ボランティア・NPO活動に関する意識調査」

## (2) 本県のNPO法人の活動状況

本県のNPO法人の活動状況については、県内に主たる事務所がある469のNPO法人を対象に「NPO法人活動実態調査」を実施し、この調査の概要を中心にまとめました。

### 平成29年度NPO法人活動実態調査の概要

#### ◆ 調査目的

NPO法人の活動実態を把握し、今後の県の取り組みの参考とするため

#### ◆ 調査方法

調査対象：県内に主たる事務所がある特定非営利活動法人（NPO法人）

469法人

調査内容：NPO法人の活動実態

調査期間：平成29年10月2日～10月20日

調査方法：郵送による調査

#### ◆ 回収率：48.2%

発送数：469法人

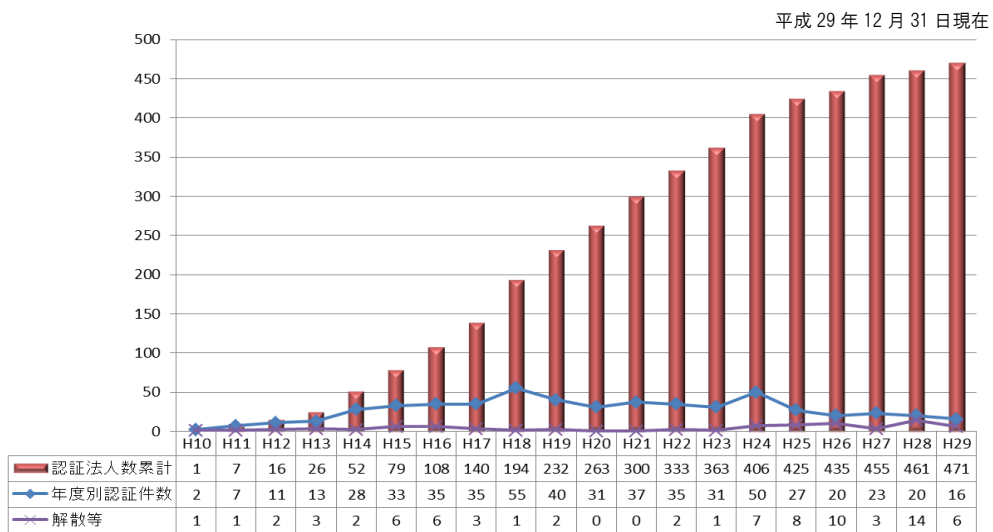
回答数：226法人

## NPO法人数

本県のNPO法人の数は年々増加しており、平成29年12月末現在、471法人となっています。そのうち認定NPO法人などは8法人となっています。(図16)

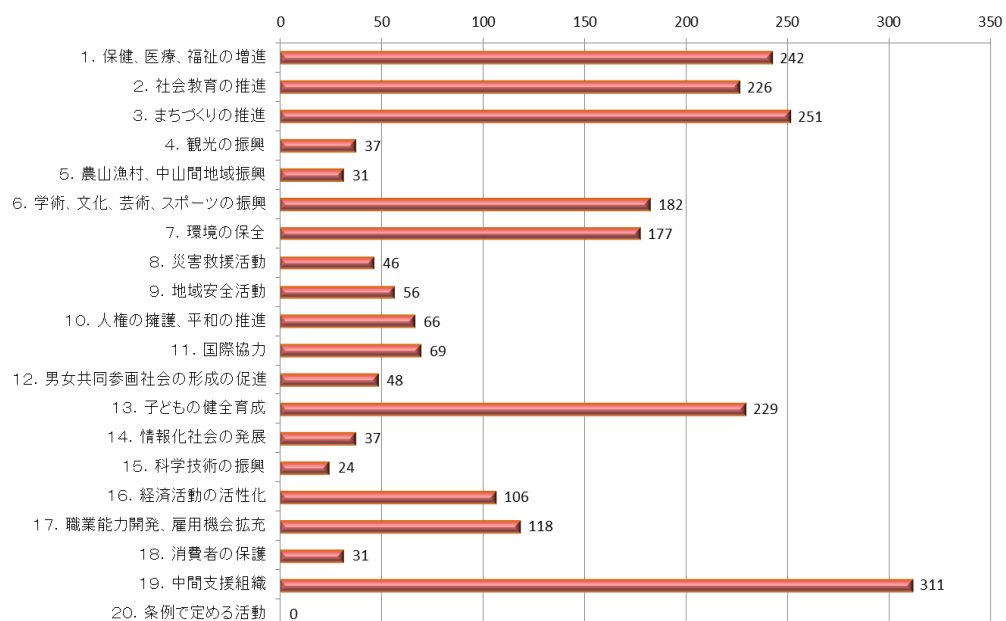
活動分野は、「まちづくりの推進」、「保健、医療、福祉の増進」「子どもの健全育成」、「社会教育の推進」に関する活動をしている法人が多くなっています。(図17)

図16 NPO法人認証数【山梨県】



資料:県民生活・男女参画課調べ

図17 NPO法人活動分野【山梨県】



資料:県民生活・男女参画課調べ

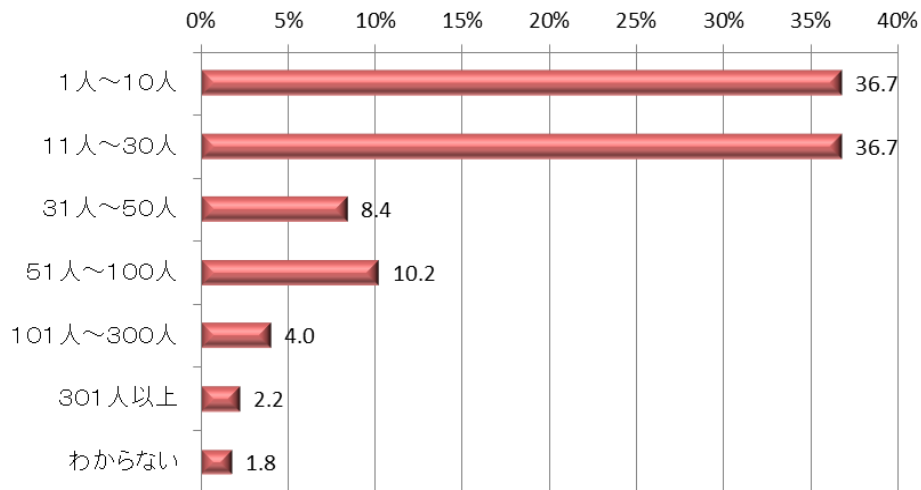
NPO法人の活動内容（例）

<p>1. 保健、医療、福祉の増進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者支援</li> <li>子育て支援</li> <li>高齢者支援</li> <li>障害者支援 など</li> </ul>	<p>2. 社会教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公民館活動の支援</li> <li>青少年教育施設との連携</li> <li>食育活動</li> <li>講演等普及啓発（文化芸術） など</li> </ul>	
<p>3. まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域活性化活動</li> <li>地域イベントの開催</li> <li>道路環境維持ボランティア など</li> </ul>	<p>4. 観光の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光ガイド活動</li> <li>地域ブランドづくり</li> <li>地域特産品開発 など</li> </ul>	<p>5. 農山漁村、中山間地域振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林業体験プログラムの提供</li> <li>農産物の直売支援</li> <li>都市と農村の交流 など</li> </ul>
<p>6. 学術、文化、芸術、スポーツの振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カルチャー教室</li> <li>芸術鑑賞機会の提供</li> <li>スポーツチーム運営・指導</li> <li>スポーツ大会開催 など</li> </ul>	<p>7. 環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育</li> <li>環境調査</li> <li>河川森林保全活動</li> <li>里山の保全活動 など</li> </ul>	<p>8. 災害救援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災人材の育成</li> <li>被災地支援</li> <li>被災者の生活支援</li> <li>防災訓練 など</li> </ul>
<p>9. 地域安全活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自主防犯ボランティア</li> <li>交通安全活動 など</li> </ul>	<p>10. 人権の擁護、平和の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権擁護活動</li> <li>平和維持活動 など</li> </ul>	<p>11. 国際協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際交流活動</li> <li>外国人の生活支援 など</li> </ul>
<p>12. 男女共同参画社会の形成の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性の活躍支援</li> <li>女性の相談支援 など</li> </ul>		<p>13. 子どもの健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子供の非行防止と健全育成</li> <li>学習支援</li> <li>不登校者支援 など</li> </ul>
<p>14. 情報化社会の発展</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報処理教育の推進</li> <li>IT人材の育成 など</li> </ul>	<p>15. 科学技術の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最先端科学技術の情報提供・調査・研究 など</li> </ul>	<p>16. 経済活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>起業、創業支援</li> <li>商店街の活性化 など</li> </ul>
<p>17. 職業能力開発、雇用機会拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援</li> <li>職業能力開発支援 など</li> </ul>	<p>18. 消費者の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者保護活動</li> <li>債務者支援 など</li> </ul>	<p>19. 中間支援組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NPOと行政のマッチング</li> <li>NPOの運営、相談支援</li> <li>NPOの会計支援</li> <li>NPO同士の連携支援 など</li> </ul>

### 法人の会員数

法人の会員数は、「1人～10人」、「11人～30人」がそれぞれ36.7%、合わせて73.4%となっており、会員数30人以下の比較的小規模な法人が多い傾向にあります。(図18)

図18 法人の正会員数【山梨県】



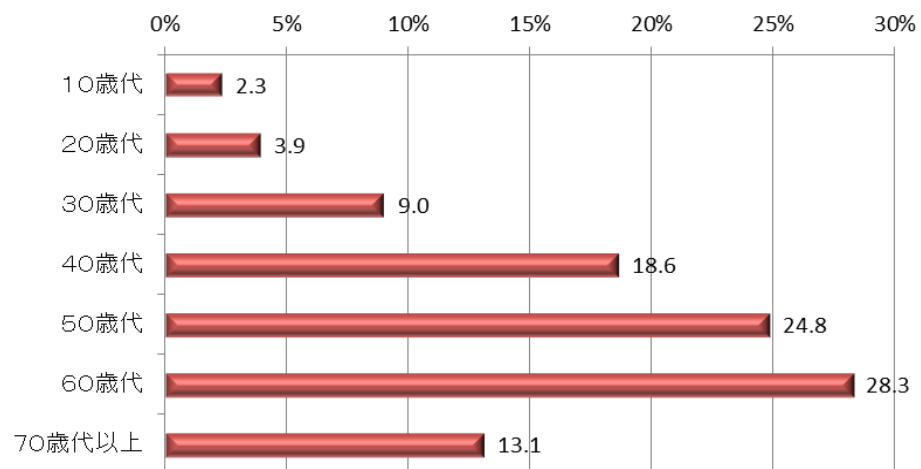
(n=226)

資料: 県民生活・男女参画課「平成29年度NPO法人活動実態調査」

### 法人で主に活動している年齢層

活動している正会員の主な年齢層は、「60歳代」が28.3%と最も高く、「50歳代」が24.8%、「40歳代」が18.6%、「30歳代」が9.0%、「20歳代」が3.9%となっており、若年層になるに従って減少傾向にあります。(図19)

図19 活動している正会員の主な年齢層【山梨県】



(n=435)

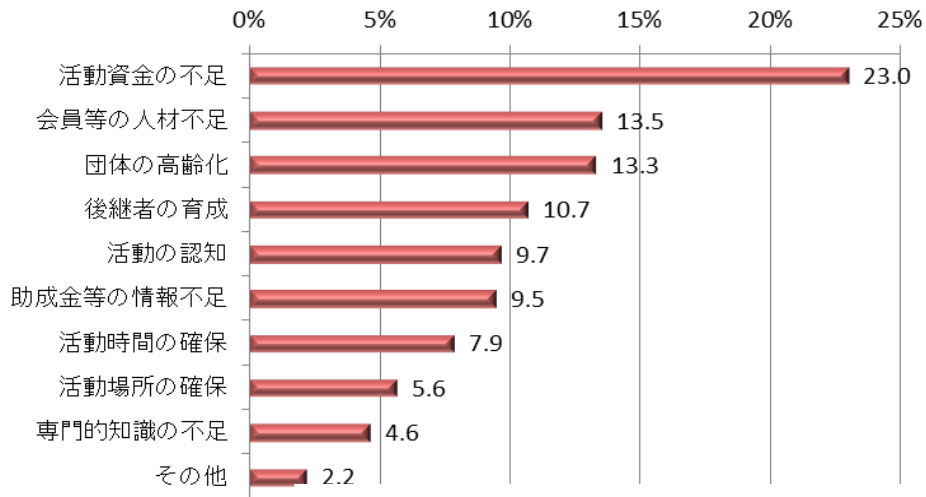
資料: 県民生活・男女参画課「平成29年度NPO法人活動実態調査」



### 法人を運営していく上での課題

法人運営の課題は、「活動資金の不足」が23.0%と最も高く、次いで「会員等の人材不足」が13.5%、「団体の高齢化」が13.3%、「後継者の育成」が10.7%となっています。(図20)

図20 法人運営の課題【山梨県】



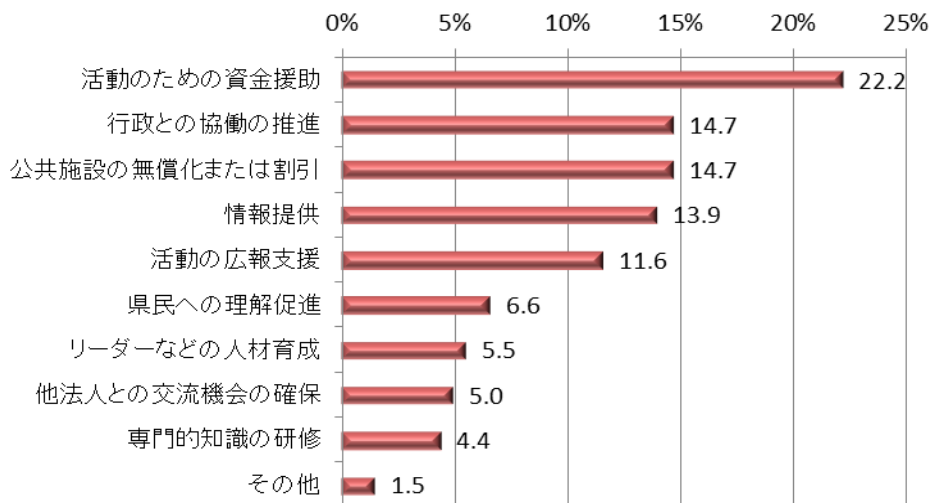
(n=496)

資料: 県民生活・男女参画課「平成29年度NPO法人活動実態調査」

### 法人が運営をしていくため行政に期待すること

法人が行政に期待していることは、「活動のための資金援助」が、22.2%と最も高く、次いで「行政との協働の推進」、「公共施設の無償化または割引」がそれぞれ14.7%となっています。(図21)

図21 法人が行政に期待していること【山梨県】



(n=545)

資料: 県民生活・男女参画課「平成29年度NPO法人活動実態調査」

### 3. 取り組むべき課題

本県は、人口減少、少子高齢化という社会情勢の変化により、地域課題は、多様化、複雑化し、行政だけでは、県民ニーズに細かな対応をすることが難しくなっています。

このような状況の中、子どもの貧困や高齢者の生活支援、教育を取り巻く環境の多様化などが大きな社会問題となっており、自分達の地域は自分達で支えていくことが求められています。このため、その担い手となり得る、県民一人ひとりがボランティアやNPO活動へ参画することの重要性も増してきています。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、ボランティアの需要も高まりを見せています。

こうしたことから、県民が地域課題の解決に向け、自発的に活動に参画し、自分が暮らす地域をよりよいものにしていこうとする県民活動の推進が求められています。

そこで、県民活動を推進するにあたり、取り組むべき課題を次の3つにまとめました。

#### 県民の参画促進

##### ○ 地域づくりの担い手としての意識啓発

ボランティア活動に関心を持っている人は少なくないものの、参加率は近年減少傾向にあり、参加できない理由として、活動場所や内容などの情報が得られないことがあげられています。

このため、自発的活動への参画につながるような、活動に関する十分な情報の提供が必要です。また、県民の自発的な参画を促進するためには、地域が抱える様々な課題を県民一人ひとりが、自分のことと


して捉え、地域づくりの担い手として関わっていくという意識啓発が必要です。

○ 様々な世代の参画促進

ボランティア活動に参加したいが参加できない理由には、仕事や子育てなどに追われ時間的に余裕がないこともあげられています。

現在、国は、仕事だけではなく、家庭や地域生活においても人生の各段階において、多様な生き方が選択できる社会の実現を目指しており、こうした、ワーク・ライフ・バランスが実現した社会では、働く人々の健康が保持され、地域活動への参画のための時間などが持てるようになります。

このため、個人のライフスタイルやライフステージに合わせて、気軽に県民活動に参画できるような仕組みをつくっていくことが必要です。

 県民活動を継続・発展させるための支援

○ ボランティアコーディネーターなどの人材の育成


本県で活動しているNPO法人は、会員数が30人以下という比較的小規模の団体が多く、また高齢化に伴う人材不足などの課題を抱えています。

このような中で、県民活動を推進していくためには、活動団体の担い手である人材の確保や、多様な主体をつなぐ役割をもつボランティアコーディネーターの育成が重要です。

○ 団体活動継続のための環境づくり

NPO法人の運営における課題として、人材の不足や活動資金の不足があげられており、また、NPO法人の活動自体も県民にまだまだ認知されていないという状況にあります。

団体の活動が広く社会に認知され、活性化されるためには、SNSやメディア等を活用するなど、情報の発信方法を工夫し、県民に団体の活動を理解してもらうことが必要です。

 多様な主体の連携・協働推進

○ 連携・協働についての理解促進

連携・協働とは、多様な主体が互いを知り、必要とする時にともに活動できる関係性であり、主体それぞれの自立性・主体性のもと、互いの特性を認め合い、生かしながら、対等な立場で、共通の目的を達成するために協力することです。そのためには、その意味や効果についてそれぞれの主体が十分に正しく理解することが必要です。

○ 団体間の相互理解の促進

団体同士の連携・協働を進めるためには、交流の場や機会の提供が必要ですが、現在は十分でない状況にあることから、相互のつながりが希薄になっていると言われています。

必要な時にいつでも連携できるように、各々が持っている独自の価値観や特徴を、相互に理解しあうための仕組みづくりや、多様な主体の交流の場や機会の提供が必要です。

○ 連携・協働のためのネットワークづくり

NPO法人の多くは、行政や他の主体との連携・協働を求めています。

地域課題を効果的に解決していくためには、多様な主体がネットワークを構築し、それぞれの主体が有する資源や能力を相互に有効活用していくことが求められており、こうしたネットワーク化を促進し、連携・協働を支援する中間支援組織<sup>(注6)</sup>の強化を図ることが必要です。



(注6) 中間支援組織

中間支援組織とは、県民、ボランティア・NPO、企業、行政等の連携・協働のために、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とボランティア・NPOの仲立ちをする組織。

## 第3章 基本的考え方

### 基本目標

**県民一人ひとりが、地域への関心や支えあいの気持ちを持ち、自らの意思で地域活動に参画しながら、新たなつながりを築き、県民みんなで創り上げる「活力あるやまなし」を目指す**

人口減少・高齢化社会の進行は、地域経済の衰退や社会を支える担い手不足を招き、地域では過疎化や人々のつながりの希薄化、地域医療・介護などの多くの課題を抱えています。

このような課題に対応し、住みよい社会を創っていくためには、支援する・されるといった一方的な関係や他者への依存ではなく、地域課題を自らのこととして捉え、互いに支えあい、多様な主体による有機的な結びつきを促し、共に課題を解決していくという「共助」の精神が大切です。

県民一人ひとりが自分達の力で住みよい地域社会を創っていくという意識を持ち、県民が自発的に自治会活動やボランティア・NPO活動に参画し、企業、行政などの多様な主体とつながりを持ちながら、課題の解決に取り組んでいくことが必要となっています。

このため、本指針では、県民一人ひとりが地域づくりの担い手であることを意識し、多様な主体が相互に支えあい「活力あるやまなし」を実現することを目指します。

## 第4章 推進のための取組

### 基本方針1

#### 県民活動への理解と自発的な参画促進

県民が、地域課題を自分のことと捉え、自らが課題解決のために動くことが、よりよい社会づくりにつながっていくという意識を持つことが大切です。

このため、県民活動の果たす意義や必要性などへの理解を深める広報・啓発や情報提供、学習機会の提供、様々な世代の人が参画しやすくなるための仕組みづくりなど、県民の自発的な参画促進に取り組んでいきます。

#### (1) 県民活動を身近なものとする意識づくり

##### 県民の理解を深めるための広報・啓発の充実

- 県民一人ひとりが地域課題を自分のこととして捉え、課題解決のために自発的に取り組むことへの理解を深めるため、県民を対象として、活動実践者を交えたフォーラムやセミナー、地域座談会などを開催します。
- 県民活動の楽しさを伝え、興味を持ってもらうために、デザインを工夫しながら、チラシ・SNSなどを活用した広報・啓発活動を行います。
- より多くの人に県民活動を知ってもらうため、公共施設やショッピングセンターなど多くの人が集まる場所や、企業の広告スペースを活用した広報、啓発、自治会などの身近な地域での広報など周知の工夫に努めます。

### 学校や家庭などにおける教育の推進

- 幼少期から地域を理解し、地域活動への参画を促すために、家庭や、社会教育団体等が連携して行う「思いやりの心」を育てる教育や自治会活動、親子地域清掃活動などへの参加の呼び掛けなどを行います。
- 児童・生徒・学生に県民活動への興味を持ってもらい参画を促すため、学校への情報発信や、学校などにおける学習機会の提供に努めます。

### 県民活動につなげる情報発信の強化

- 県民活動に関する情報を十分に提供し、積極的な参画を促すため、県ボランティア・NPOセンターの「NPO情報ネット」を活用した情報の一元化、集約化を図り、情報集積・発信を強化します。
- 様々な世代に合わせた情報提供を行うため、イベント等の案内チラシやポスターを掲示している<sup>(注7)</sup>ボランティア・NPOボード、SNS、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、動画など様々な媒体を活用して発信し、情報が身近に感じられるよう工夫に努めます。

(注7) ボランティア・NPOボード

県ボランティア・NPOセンターに集積したボランティア・NPO活動に関する情報を県民に伝えるため、県の機関や学校、民間事業所など294箇所に設置されている掲示版。(平成29年12月末現在)



## (2) 様々な世代が参画できる仕組みづくり

### ライフステージに合わせた参画促進

- 多くの県民が気軽に活動へ参画することができるように、ライフステージに合わせたボランティアセミナーの開催など、年齢や個人の置かれた環境に合わせた活動参画ができる仕組みづくりに取り組みます。
- 高齢者が持っている、豊かな経験や知識を、県民活動を通じて社会に還元することは、高齢者にとっても生きがいづくりにもなり、生涯にわたって社会と関わっていくことができるようになることから、県民活動の重要な担い手として期待されている高齢者の参画促進を図ります。

### 人材バンク制度の充実

- 県民各々が持っている知識や技術を、地域づくりに生かしていくため、様々な人材情報の収集強化に努めるなど、人材バンクの充実を図ります。
- 人材バンクの情報については、県ボランティア・NPOセンターの「NPO情報ネット」において情報提供を行います。
- 人材バンクを活用し、ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要としている人や団体をつなぐマッチングの仕組みづくりにも取り組みます。

### 実践活動につなげるための機会の提供

- 県民活動への参画を促すため、ボランティアセンターなどで実施している体験学習や、自治会における地域活動など多くの参画の機会を提供します。

### 寄付文化の醸成

- 寄付という形での県民活動への参画や、理解を深めるため、チラシなどによる広報・啓発や団体に関する情報発信に努め、寄付に対する気運の醸成を図ります。

### 企業の社会貢献活動の推進

- 企業が地域の課題を解決する主体の一員としての認識を持ち、社会貢献活動に対してより積極的に参画していただくため、県民活動の重要性の周知を図ります。



## 基本方針2

**県民活動を発展させていくための環境整備**

県民活動は、自分が暮らす地域をよりよいものにしていこうとする活動であり、活動の担い手である県民をはじめ、ボランティアやNPOなどが継続的・安定的に活動することが、県民活動の継続や発展につながっていきます。

このため、活動の担い手である人材の育成など、ボランティアやNPOなどが活動しやすい環境整備に取り組んでいきます。

**(1) 県民活動を支える人材づくり****🍇 県民活動を支える仲間づくり**

- ボランティアやNPOなどを担う人材を育成するため、県民を対象とした、活動実践者を交えたフォーラムや異世代交流会、団体の活動報告会など、県民に団体の活動を知る機会を提供し、県民活動を共にする仲間づくりの促進に取り組みます。

**🍇 県民活動の核となるボランティアコーディネーターの育成**

- 多様な主体間をつなぎ、ネットワークの構築を支援するなど、県民活動を推進する上で重要な役割を担うボランティアコーディネーターの育成や資質の向上に努めます。

**<ボランティアコーディネーターの役割>**

- ◆ ボランティア活動などに関する県民からの相談対応
- ◆ 県民活動に関する情報の収集と情報の一元化
- ◆ ボランティア活動をしたい人材とボランティアを必要としている人や団体をつなぐ（マッチング）
- ◆ 団体の継続的・安定的な運営のための助言・相談対応
- ◆ 効果的な課題解決を図る団体のネットワークづくり

## (2) 県民活動発展のための環境づくり

### 県民活動を活性化させるための情報提供の充実

- 県民活動の活性化に必要な情報については、県ボランティア・NPOセンターの「NPO情報ネット」において情報を一元化、集約化し、適切に情報提供できるよう体制の充実を図ります。
- 団体が自立して、地域に根差した活動を続けるため、団体が県民の理解と信頼を得ることができるよう、団体の情報公開の意義や必要性についての啓発を行うなど、団体の自発的な情報発信を促します。

### 中間支援組織の機能充実

- ボランティアやNPOの活動の活性化を図るため、「県ボランティア・NPOセンター」の中間支援組織としての機能強化を図ります。
- 各市町村に設置されているボランティアセンター、中間支援組織として活動しているNPO法人などが連携し、県民活動を推進するための体制づくりを支援します。


#### <県ボランティア・NPOセンターが取り組むべき業務>

- ◆ 県民の活動に対する理解を深めるための広報、啓発
- ◆ 県民活動に関する情報集積・提供、マッチング
- ◆ 県民活動の担い手となる人材育成や新たな人材の発掘
- ◆ ボランティアコーディネーターの育成
- ◆ 自立した活動を支援するためのセミナーなどの開催
- ◆ 団体同士のネットワーク構築支援
  - ・ 県民や団体などが自由に集える場の提供
  - ・ 多様な主体が連携・協働して課題解決に取り組むための調整
- ◆ 地域課題の解決のための調査研究
- ◆ 市町村・市町村社会福祉協議会など関係機関との連携強化


**基本方針3****団体などの多様な主体相互の連携・協働推進**

地域課題は医療・介護、子どもの貧困、地域づくりなど多岐にわたり、行政やNPOをはじめとした様々な主体が、これらの課題解決に向け取り組んでいます。これらの主体がそれぞれ持つ人材や資金、アイデア、情報などを持ち寄り実施する協働は、それぞれが単独で事業を行う場合に比べ、より高い成果を上げることが期待できます。

このため、県内で活動しているボランティアやNPOなどの民間団体、企業、行政などが気軽に交流できる場や機会を提供するなど、多様な主体による連携・協働の推進、定着に取り組んでいきます。

**(1) 連携・協働を進めていくための気運づくり**** 連携・協働に対する理解促進**

- 多様な主体が連携・協働の意義や効果について正しく理解するため、広報や啓発、協働事例の紹介などにより、連携・協働に対する理解促進を図ります。

** 連携・協働に対する理解を深めるための学習機会の充実**

- 多様な主体が連携・協働の意義や手法についての知識を深めるため、セミナーを開催するなど学習機会の充実を図ります。

## (2) 団体間の相互理解のための環境づくり

### 相互理解を深めるための情報の共有化

- 多様な主体が、お互いの立場や特性を理解するため、それぞれのホームページやSNS、県ボランティア・NPOセンターの「NPO情報ネット」などを活用した積極的な情報公開を推進し、各主体間の情報の共有化を図ります。
- 本県には「無尽」と呼ばれる、相互扶助を由来とした住民主体の組織があり、支え合いや結び合う風土が昔からありました。  
現在はどちらかという、人々がよっちゃばる（集まる）交流の場として捉えられていることが多く、住民同士が話し合いや情報交換する場となっています。

### 多様な主体の交流の場や機会の提供

- 多様な主体が互いを知り、必要とする時に連携して活動できる関係性である「ゆるいつながり」を築くため、いつでも気軽に立ち寄れる交流の場を提供します。
- 分野や地域を超えた多様な主体の連携に向けて、異業種交流会やマッチング会、活動報告会の開催など、交流する場や機会の提供に取り組みます。

## (3) 連携・協働による課題解決に向けたネットワークづくり

### 中間支援組織などによるコーディネートの支援

- 多様な主体の連携・協働による効果的な課題解決を推進するため、「県ボランティア・NPOセンター」などの中間支援組織が、各主体間のコーディネートを支援します。

**多様な主体が連携・協働して課題解決するための交流機会や場の提供**

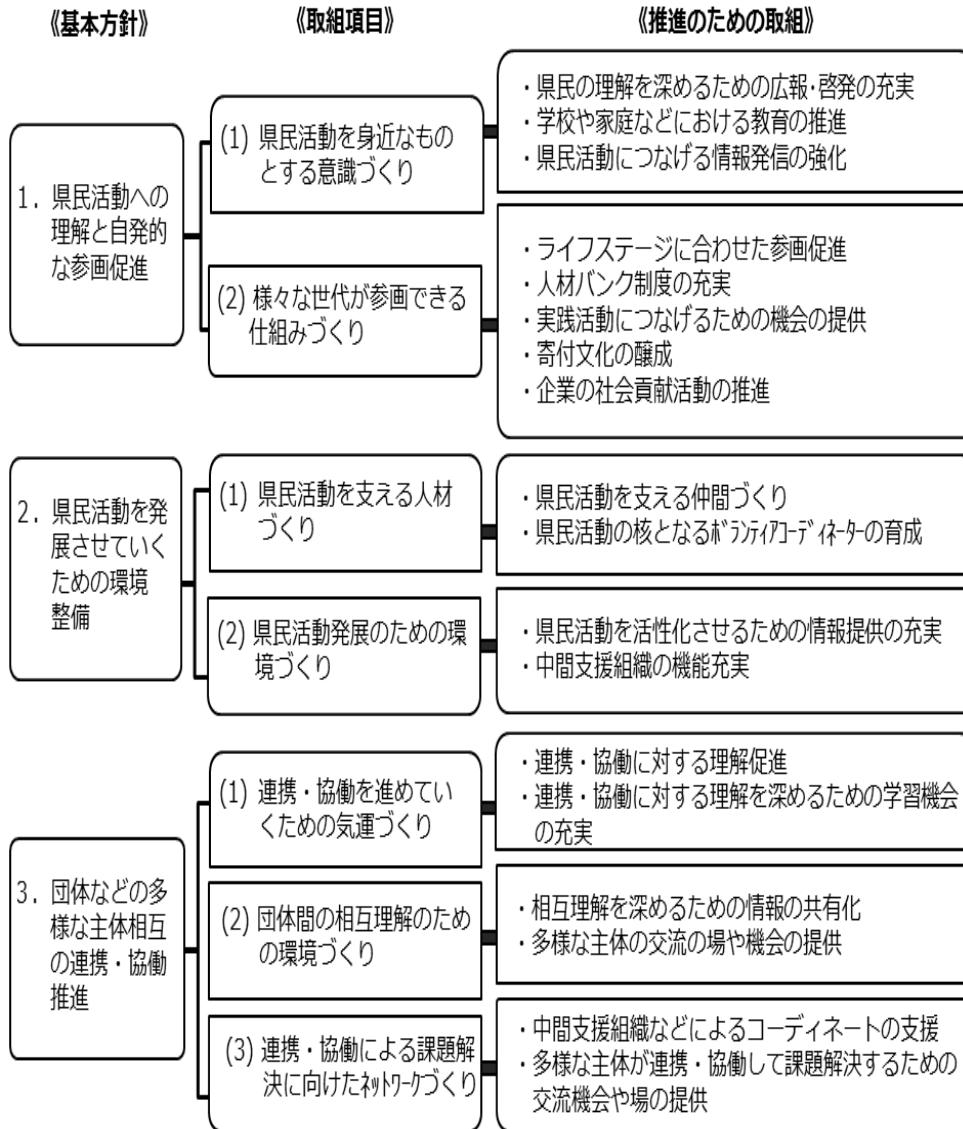
- 多様な主体が連携・協働して、効果的な課題の解決を図るため、分野や地域を超えてネットワークを構築し、子どもの貧困などのテーマに沿った情報交換や意見交換会の開催、また、ワークショップによるセミナーの開催など、交流の機会を積極的に提供します。  
さらに、効率的に連携・協働を進めるための場の提供も行います。

**<県ボランティア・NPOセンターによるコーディネート機能>**

- ◆ 団体同士のネットワーク構築支援
  - ・ 県民や団体などが自由に集える場の提供
  - ・ 多様な主体が連携・協働して課題解決に取り組むための調整



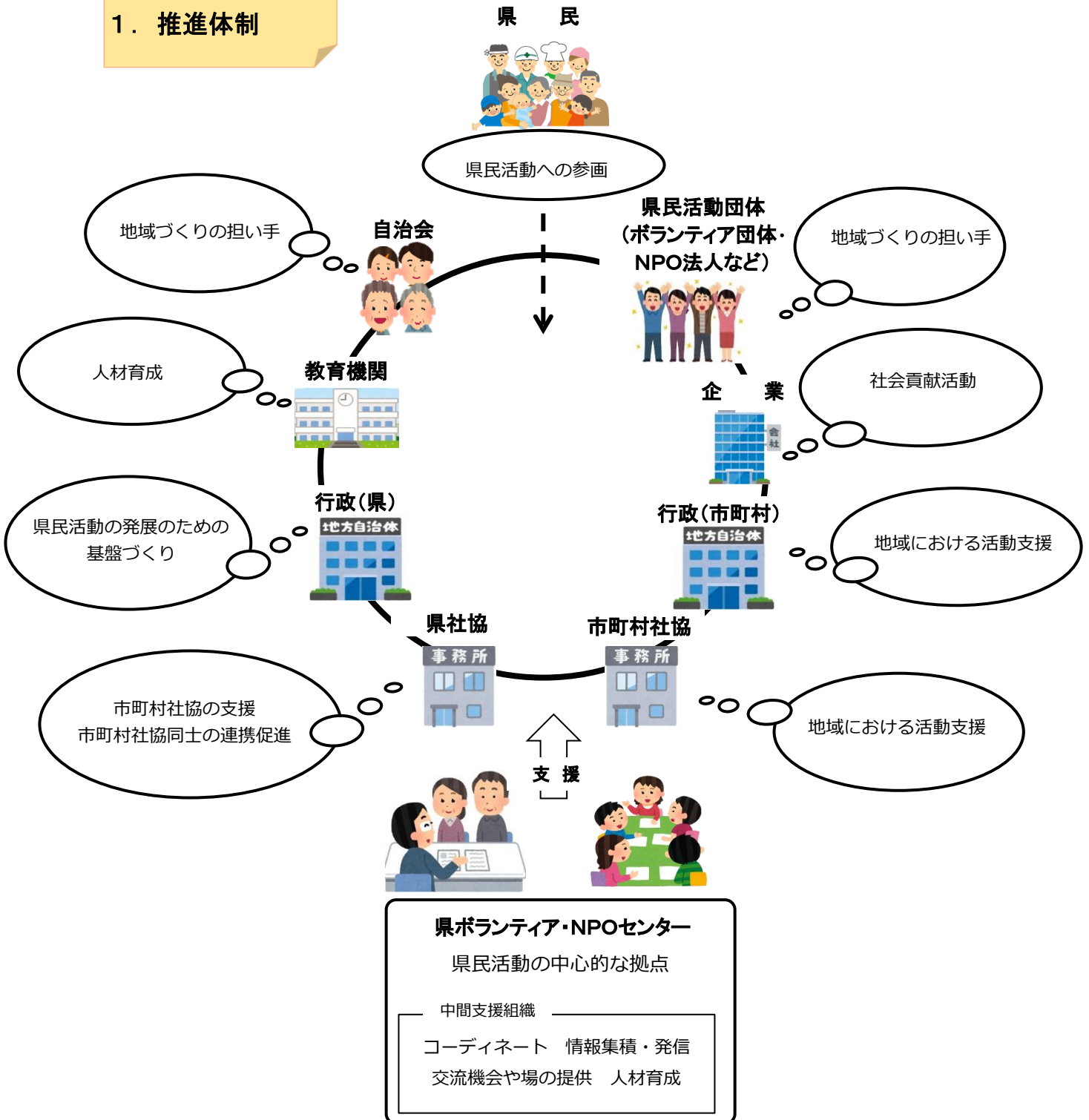
## 推進体系図





## 第5章 推進体制と各主体の役割

### 1. 推進体制



## 2. 各主体の役割

### 県民

県民一人ひとりが、自分が住んでいる地域社会の担い手であることを認識し、地域の現状に関心を持ち、自分の置かれた環境に合わせ、県民活動に参画していくことが求められています。

### 県民活動団体(ボランティア団体やNPO法人など)

団体が持つ多様性、専門性、先駆性、柔軟性、地域性などの特性を生かし地域課題の解決に向け取り組むとともに、県民活動の受け皿となるよう、積極的な情報発信や活動機会の提供が求められています。

### 自治会

地域住民にとって一番身近な地域コミュニティであり、地域住民相互のつながりを深めるため大きな役割を果たしていることから、地域で活動するNPOなどと連携して地域課題の解決に取り組むことが期待されています。

### 企業

企業として経済活動を行うだけでなく、地域社会を構成する一員として、社会貢献活動に対する理解を深めていくことが求められています。  
さらに、地域に密着した活動を行っているNPOなどと連携して地域課題の解決に取り組むことが期待されています。

 **教育機関**

これからの地域社会を創っていく子どもたちに対して、県民活動の役割や重要性などの理解を深めるための学習機会の提供を行い、将来を担う人材を育てることが必要です。

また、高等教育機関では、NPOなどと連携しながら、地域課題の掘り起こしや解決に取り組むことが期待されています。

 **県**

市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、県ボランティア・NPOセンターなどの関係機関と連携して、県民活動への自発的参画の促進など、活動を発展させていくための基盤づくりに取り組みます。

 **市町村**

それぞれの市町村が持つ課題の解決に向けて、住民の県民活動への参画意識を高め、参画を促進するなど、活動の推進を図ることが必要です。

また、地域に密着したNPOなどと連携・協働し、地域の特性に応じた課題解決を図ることが期待されています。

 **県社会福祉協議会**

各市町村社会福祉協議会の活動を支援するとともに、各市町村社会福祉協議会同士の連携を推進する役割が期待されています。

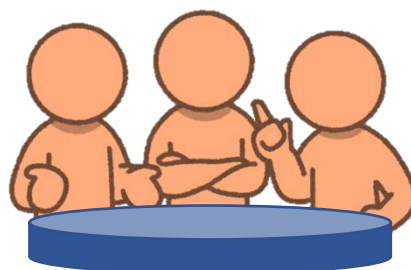
 **市町村社会福祉協議会**

地域福祉や防災などに関する課題解決を中心として、各地域の実情にあった取り組みが必要であることから、住民の県民活動への参画促進を図るとともに、地域に密着したNPOなどと連携・協働し、地域の特性に応じた課題解決を図ることが期待されています。

### 山梨県ボランティア・NPOセンター

県民活動推進のための中心的な拠点として、県民のニーズや活動団体などの現状を把握した上で、県民活動の参画を促し、地域課題の解決に地域住民が主体的に取り組むことができるよう、様々な支援を行っています。

また、県や市町村、市町村社会福祉協議会などの関係機関と連携し、情報集積や発信、活動推進のためのコーディネート、団体間のネットワークづくりのための交流の場や機会の提供、活動の担い手である人材の育成などを行う機関としての役割を担っています。



# 資料編

## やまなしボランティア・NPO等活動推進指針(仮称)策定検討委員会

### 1. 設置要綱

#### やまなしボランティア・NPO等活動推進指針(仮称)策定検討委員会設置要綱

##### (設置)

第1条 本県ボランティア・NPO等活動の活性化を図り、多様な主体の協働を促進するための指針(第3条第1号において「やまなしボランティア・NPO等活動推進指針(仮称)」という。)を策定するに当たり、指針の内容等について検討するため、やまなしボランティア・NPO等活動推進指針(仮称)策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

##### (組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

##### (所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

(1) やまなしボランティア・NPO等活動推進指針(仮称)の策定に関する事項

(2) その他必要な事項

##### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日から平成30年3月31日までとする。

##### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

##### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、山梨県県民生活部県民生活・男女参画課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、山梨県県民生活部長が招集する。

## 2. 委員名簿

(五十音順)

氏名	職業・団体名	
安達 義通	山梨県立大学国際政策学部准教授	
飯窪 さかえ	特定非営利活動法人 山梨県ボランティア協会副会長	
飯田 勇夫	特定非営利活動法人 富士北麓まちづくりネットワーク代表理事	
小林 明	甲府商工会議所専務理事	
小山 敏行	山梨県社会福祉協議会福祉振興課長 (県ボランティア・NPOセンター所長)	
高橋 英巳	身延町社会福祉協議会事務局次長	
蔦木 豪	大月市社会福祉協議会主査	
中村 一良	中央市桜ことぶきクラブ会長	
野呂瀬 秀	山梨県レクリエーション協会会長	
萩原 なつ子	立教大学社会学部教授 認定特定非営利活動法人 日本NPOセンター 副代表理事	委員長
古屋 知子	(一社) ガールスカウト山梨県連盟第一団代表	
星合 深妃	特定非営利活動法人 Happy Space ゆうゆうゆう理事長	
向山 秀樹	甲府市市民部市民協働室協働推進課長	
渡邊 昭一	富士河口湖町政策企画課長	



### 3. 検討状況

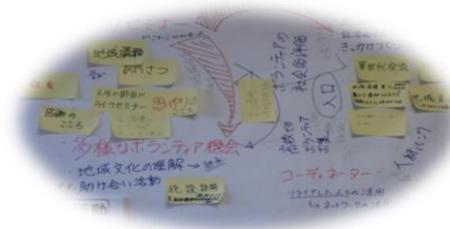
	開催日	検討内容
第1回	平成29年11月7日	ボランティア・NPO等活動活性化のために必要なことについて
第2回	平成29年12月19日	ボランティア・NPO等活動活性化のための取り組みについて
第3回	平成30年1月29日	「県民活動推進指針（仮称）」素案について

- ◆ 今回の検討委員会は、山梨県立大学の学生にも参加していただき、ワールドカフェの形式により検討を行いました。

#### <ワールドカフェとは>

カフェのようなリラックスできる雰囲気、メンバーの組み合わせを変えながら、4人～6人のグループに分かれて話し合いをすることにより、深い相互理解や新しい知識を生み出す話し合いの手法です。意見は、グループごとに模造紙にまとめました。

- 少人数に分かれることにより、参加者が気軽に思っていることなどを話すことができるようになります。
- 席替えすることにより、色々な人と交流ができ、多様な視点が得られます。
- ワールドカフェでの対話を通じて、様々な気づきや学びが得られます。





## やまなし 県民活動推進指針

～明るく元気に安心して暮らせる社会づくりのために～

【編集・発行】山梨県 県民生活部 県民生活・男女参画課  
〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6番1号  
TEL 055-223-1351 FAX 055-223-1320

【発行年月】平成30年3月